

# 一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本会則は、我が国と中華人民共和国（以下「中国」という。）との農林水産物及び加工食品等（以下「農林水産物等」という。）の輸出を促進することを目的とする一般社団法人農林水産物等中国輸出促進協議会（以下「当法人」という。）と、当法人の支援を受け、中国との間で農林水産物等の輸出をしようとする当法人の各会員との法律関係を定めるものである。

## 第2章 会員資格

### 第2条 (会員)

1. 会員は、一般会員及び特別会員とする。
2. 一般会員は、当法人の支援を受け、中国との間で農林水産物等の輸出をしようとする個人又は法人若しくは団体とする。
3. 特別会員は、農林水産物等の中国への輸出業務は行わないものの、当法人の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人又は法人若しくは団体とする。

### 第3条 (入会手続)

1. 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得た場合に入会することができる。
2. 当法人の会員は、当法人への入会に際して、入会金として、会員の種類ごとに理事会の定める金額を当法人に支払うことを要する。

### 第4条 (入会基準)

1. 当法人の理事会は、前条第1項の規定に基づき、当法人の一般会員になろうとする者が以下のいずれかに該当する場合には、入会を承認しない。
  - (1) 中国へ輸出する日本国産の農林水産物等（以下「日本産品」という。）を製造又は販売する能力が欠けている者
  - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、その他反社会的勢力に属する者
  - (3) その他当法人の目的達成に支障があると認められる者
2. 当法人の理事会は、前条第1項の規定に基づき、当法人の特別会員になろうとする者が以下のいずれかに該当する場合には、入会を承認しない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、その他反社会的勢力に属する者
- (2) その他当法人の目的達成に支障があると認められる者

#### 第5条（会員証）

1. 当法人は、会員に会員証を発行するものとする。
2. 会員は、会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続に従い、当法人に会員証の再発行の申請を行う。
3. 会員が会員資格を喪失した場合には、直ちに会員証を当法人に返還しなければならない。

#### 第6条（変更事項の届出）

会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに当法人に届け出なければならない。

#### 第7条（任意退会）

会員は、いつでも、当法人に退会届を提出することにより、当法人から退会することができる。

#### 第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納し、又は第13条第3項若しくは第14条第2項の金員の全部若しくは一部の支払を行ったとき
- (5) 自己の財産について差押え、又は仮差押えを受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の申立てがあったとき
- (7) 解散したとき
- (8) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (9) 滞納処分を受けたとき
- (10) その他事業の継続が著しく困難となったと認められる客観的事由が生じたとき
- (11) 会員資格を剥奪されたとき

#### 第9条（会員資格の剥奪）

当法人は、会員が法令、本会則、日本産品売買契約（第12条において定義する）若しくは日本産品出店販売契約（第13条第2項において定義する）の義務の履行を怠り、又は当法人の目的に反する行為等をした場合には、理事会の決議により、会員の資格を剥奪することができる。その手続等は、理事会の決議により、別に定める。

#### 第10条 （会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務は、これを免れることができない。

#### 第11条 （会員資格の譲渡禁止）

会員は、会員資格を第三者に譲渡することができない。

### 第3章 会員の権利・義務等

#### 第12条 （日本産品の輸出）

一般会員は、個別に中国農業発展集团有限公司（以下「中農集団」という。）または中国農産食品有限公司（以下「農産食品」という。）との間で売買契約（以下「日本産品売買契約」という。）を締結した上、日本産品を農産食品に輸出販売する。

#### 第13条 （日本産農林水産物・食品展示会での展示・販売用の日本産品の輸出）

1. 一般会員は、当法人、中農集団及び農産食品が共同で開催する日本産農林水産物・食品常設展示会（以下「展示会」という。）において、農産食品による日本産品の展示、販売を希望する場合には、その旨当法人に申し出ることができる。この場合においては、当法人は、理事会の決議において、申出の承認または不承認を決定し、一般会員に通知する。
2. 理事会において前項の申出が承認された場合には、当該一般会員は、個別に中農集団または農産食品との間で展示会への出展販売契約（以下「日本産品出展販売契約」という。）を締結した上、日本産品を輸出販売することができる。
3. 一般会員は、前項に基づき日本産品を輸出販売する場合には、展示会の開催に要する費用のうち日本側において負担する部分を日本産品出展販売契約に基づく販売額に応じて負担するものとする。その細目は別に定める。

#### 第14条（商標の使用）

1. 一般会員は、前2条の規定に基づき日本産品を輸出販売する場合には、別紙商標使用許諾に関する細目の規定に従い、当法人の指示する商標を日本産品に付さなければならない。
2. 一般会員は、別紙商標使用許諾に関する細目の規定に従い、前項の商標の使用の対価を当法人に支払う。

#### 第15条（調査協力義務）

1. 一般会員が日本産品売買契約又は日本産品出展販売契約に基づき輸出販売した日本産品に関して品質不良、数量不足その他の一般会員が日本産品売買契約又は日本産品出展販売契約に違反した疑いがある場合には、当法人は直ちに一般会員からの事情聴取その他の調査を行うことができるものとし、一般会員はこれに協力しなければならない。
2. 前項の調査の結果、一般会員が日本産品売買契約又は日本産品出展販売契約に違反したことが判明した場合には、当法人は、農産食品との協議の結果を踏まえて、他の一般会員による代替品の手配その他可能な範囲で問題の解決に努めるものとし、一般会員はこれに協力しなければならない。

#### 第16条（分科会）

1. 当法人の会員は、自己が所属する事業分野ごとの以下の分科会に入会することができる。なお、当法人社員も分科会に参加できる。  
(1) コメ (2) 野菜・果樹 (3) 畜産(肉・乳製品・粉ミルク)  
(4) 加工食品 (5) 林産物 (6) 水産物 (7) 健康食品  
(8) 酒類 (9) その他 (10) 特別会員
2. 各分科会は、当該分科会に所属する各会員から、中国への日本産品の輸出に関する諸問題について意見、要望等を集約し、当法人に対し、意見を述べることができる。
3. 前項の意見の申し出があり、理事会又は社員総会において相当と認めた場合には、当法人は、関係機関との協議等適切な処置をとるものとする。

#### 第17条（会費）

1. 当法人の会員は、当法人に入会するに当たって、入会金として会員の種類ごとに理事会の定める金額を当法人に支払わなければならない。

2. 当法人の会員は、毎年3月末日までに、翌年度（4月1日から3月31日まで）の年会費として、会員の種類ごとに理事会の定める金額を当法人に支払わなければならない。
3. 各年度の途中で入会した会員は、入会時に当該年度の年会費を月割りで支払うものとする。ただし、初年度の年会費は理事会の定める金額を支払うものとする。
4. 当法人は、当法人の会員が支払った入会金及び年会費について、当該会員による返還の要求に一切応じない。

#### 第18条（基金の拠出者の権利）

会員が基金の拠出者でもある場合は、中農集団を始めとする中国の企業・団体との取引において、当法人の優先的な支援を受けることができる。

#### 第19条（損害賠償責任）

会員が法令、本会則その他当法人の定める規則に違反し、当法人が損害を受けたときは、当法人は当該会員に対してその賠償を請求することができる。

#### 第20条（当法人の運営への不関与）

当法人の会員は、当法人の社員の地位を保有せず、当法人の運営には関与しない。

### 第4章 附則

#### 第21条（会則の変更）

1. 当法人は、理事会の議決を経て、本会則の変更をすることができる。
2. 前項の変更をした場合には、遅滞なく各会員にその変更を通知する。会員は、通知を受領した後3か月以内に、当法人に対し、会則の変更を承諾しない旨の通知をしない限り、会則の変更を承諾したものとみなす。
3. 前項に基づき、会員が会則の変更を承諾しない旨の通知を当法人にした場合、当該会員は、当法人から退会する。

#### 第22条（会員への通知）

1. 当法人から会員への通知は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示又は郵送のいずれか又は双方によりこれを行う。
2. 前項の郵送による通知は、会員が当法人に届け出た住所に発すれば足り、この場合には、その通知は、通常到達すべきであった時に、到達したも

のとみなす。

第23条（合意管轄）

当法人と本会員との間の本会則に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 別紙 商標使用許諾に関する細目

### 第1条（商標の使用許諾）

当法人は、一般会員に対し、当法人の保有する下記商標（以下「本件商標」といい、本件商標にかかる商標権を「本件商標権」という。）について、非独占的な通常使用権を許諾するものとし、一般会員はこれを受諾する（以下「本件使用許諾」という。）。

#### 記

（商標の表示）

．．．

### 第2条（範囲等）

- 1 前条により許諾された通常使用権の範囲、期間及び内容は以下のとおりとする。
  - （1）範囲 日本産品売買契約または日本産品出展販売契約に基づく日本産品の輸出販売に関する使用
  - （2）期間 一般会員が当法人の一般会員としての地位を有する期間
  - （3）地域 日本国内
- 2 一般会員は、本件商標を広告媒体、販売促進物等に使用するときは、事前または事後速やかに、当法人に対し、その使用の態様、時期、地域及び量を報告しなければならない。
- 3 当法人は、一般会員による前項に掲げる使用の形態が本件商標のブランド価値を毀損し、または、第9条に定める禁止事項に抵触する恐れがあると認めるときは、当該使用を差し止め、または、その使用の態様、時期、地域または量を変更させることができる。

### 第3条（ロイヤルティ）

- 1 前2条により許諾された通常使用権に関するロイヤルティの金額及び支払時期・方法は以下のとおりとする。

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 金 額     | 日本産品売買契約または日本産品出展販売契約に基づく会員の日本産品の農産食品への輸出販売額（以下「本件輸出販売額」という。）の1パーセント           |
| 支払時期・方法 | 一般会員は、毎月末日時点において集計された当月分の本件輸出販売額に基づきロイヤルティを算出し、これに消費税・地方消費税加算した金額を翌月末日限り、当法人の指 |

定する銀行口座に振り込み支払う（振込手数料は会員の負担とする。）。

- 2 一般会員は、毎月末日までに、前月分の本件輸出販売額の算定を行い、当法人が指定する書式に基づいて資料を作成の上、当法人に提出する。

#### 第4条（商標権の明示）

一般会員は、当法人の指定する方法にて、日本産品に適切な商標表示を行うものとする。

#### 第5条（当法人の義務）

- 1 当法人は、本件商標に関し、以下の義務を負担する。
  - (1) 第2条に定める期間、本件商標にかかる登録料を納付すること。
  - (2) 本件商標登録に対する取消審判、登録無効審判の請求に対し、適切に対応し（これらの審決に対する取消訴訟の提起を含む。）、その排斥に努めること。
  - (3) 本件商標登録について第三者に対する移転登録もしくは担保または専用使用権の設定をしないこと。
- 2 当法人は、以下の行為を、当法人の完全な裁量のもとで行うことができる。
  - (1) 本件商標権を侵害する行為に対して権利行使を行うこと。
  - (2) 本件商標の使用の妨げとなる商標登録出願に対して情報提供等を行い、登録異議申立てをし、もしくは取消審判または登録無効審判を請求すること。
  - (3) 当法人の業務に関し、本件商標以外の商標の登録出願をし、その使用を会員に許諾すること。
  - (4) 一般会員が本件商標の使用に関し、第三者から何らかの権利行使等を受けた場合において、その対応に協力すること。

#### 第6条（一般会員の報告義務）

当法人は、本件商標の使用状況について、いつでも一般会員に報告を求めることができ、会員はこれに応じなければならない。

#### 第7条（侵害）

- 1 一般会員は、本件商標権が第三者に侵害され、又はそのおそれがある行為がなされたことを知ったときは、直ちに、当法人にその旨を通知する。
- 2 一般会員は、本件商標権が第三者に侵害され、又はそのおそれがある行為がなされた場合において、当法人の求めがあったときは、侵害排除のため、当法人に対し、合理的協力をしなければならない。

## 第8条（監査等）

- 1 当法人は、前条2項に基づき提出された算定資料の内容の真正または本件商標の使用の状況を確認するため、一般会員に対し、当法人が指定する資料の提出を認めることができる。
- 2 当法人は、前項に定める資料提出の求めとともに、または、資料提出の求めに代えて、一般会員の事業所内に立ち入り、監査を行うことができ、一般会員は、当法人の指示に従い、監査に協力しなければならない。ただし、監査を行うときは、当法人は、一般会員の業務への負担を可及的に小さくするよう努力しなければならない。
- 3 当法人は、監査業務を、弁護士、弁護士法人、公認会計士または監査法人に委任することができる。
- 4 一般会員が本条に定める資料提出または監査を拒絶したときは、当法人は、当該一般会員に対し、資料提出または監査が完了するまでの間、本件商標の使用を禁止することができる。
- 5 前項に基づく本件商標の使用禁止は、会員資格の剥奪または損害賠償の請求を妨げない。

## 第9条（禁止事項及び催告解除）

- 1 一般会員は、本件商標権に関し、以下に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 第2条1項に定める範囲または期間を超えて本件商標を使用すること。
  - (2) 本件商標のブランド価値を毀損し、または滅失させること。
  - (3) 本件商標と類似の商標について商標出願をすること。ただし、本件商標登録にかかる指定商品または指定役務と類似しない指定商品または指定役務についての出願であって、当法人が承認したものについてはこの限りではない。
  - (4) 第三者に本件商標の使用を許諾すること。
  - (5) 第三者をして、一般会員が商標権者であると誤認させる恐れのある行為をすること。
  - (6) 第三者をして、一般会員が本件商標の独占的使用権を有していると誤認させる恐れのある行為をすること。
  - (7) 第三者をして、一般会員が本細目に定めのない当法人の知的財産権に関し、その使用、実施または利用について許諾を得たものと誤認させる恐れのある行為をすること。
  - (8) 本件商標の使用状況の報告を怠り、または、虚偽の報告をすること。
  - (9) ロイヤルティの支払いの全部または一部を怠ること。

- (10) 当法人の事前の書面による承諾なくして、第三者に対し、本件商標の使用の差止または損害賠償の請求をし、もしくは、名目の如何を問わず、本件商標の使用に関して金銭その他の給付行為または不作為を求めること。
  - (11) 本件商標登録について、直接または第三者を介して取消審判または登録無効審判を請求すること。
  - (12) 他の一般会員による本件商標の使用の妨げとなる行為をすること。
  - (13) 本件商標と類似し、または本件商標を想起させるドメインネームを取得すること。
- 2 一般会員が前項の規定に違反したときは、当法人は、一般会員に対し、本件使用許諾を解除することができる。
  - 3 前項の解除をするときは、当法人は、1週間以上の期間を定めた催告をするものとし、催告がないときは、解除の意思表示が到達したときから1週間を経過した日までに当該意思表示にかかる解除事由が解消されないことを条件として解除の効力が生じるものとする。
  - 4 一般会員が、第1項(13)に違反した場合において、インターネット利用者が、当該ドメインネームをして当法人のドメインネームであると誤認する恐れがあると当法人が認めるときは、当法人は、一般会員に対し、当該ドメインネームを当法人に譲渡するよう求めることができる。この場合において、一般会員は、直ちに当該ドメインネームの登録移転の手続きをしなければならない。

#### 第10条（無催告解除）

当法人は、一般会員が以下の一にでも該当したときは、なんらの通知催告なくして、直ちに本件使用許諾を解除することができる。

- (1) 本会則に定める会員資格の喪失事由が生じたとき。
- (2) 一般会員が、前条1項各号に該当する行為を行った場合であつて、明らかに解除事由の解消の見込みがないとき、もしくは、直ちに解除をしなければ当法人に著しい損害が生じまたは本件商標のブランド価値が毀損される恐れがあるとき。

#### 第11条（当然終了）

一般会員が、原因の如何を問わず会員資格を喪失したときは、本件使用許諾は、当然に終了する。

#### 第12条（終了後の処理）

- 1 原因の如何を問わず、本件使用許諾が終了したときは、一般会員は、以下

に定めることを行わなければならない。

- (1) 本件商標の使用を直ちに中止するとともに、本件商標が付された商品、包装材、広告物その他一切のものを廃棄した上で、当法人に廃棄証明書を提出すること。ただし、本件使用許諾終了時点において正当な取引行為に基づきすでに出荷していた商品または次項に定める商品についてはこの限りではない。
  - (2) 本件使用許諾終了後速やかに、前月及び当月分の本件輸出販売額を算定し、第3条2項に定める方法により当法人に報告すること。
- 2 本件使用許諾が一般会員の責によらない事情で終了したときは、一般会員は、本件使用許諾終了後1ヶ月間に限り、本件商標を付した在庫の処分を行うことができる。この場合において、一般会員は、当該在庫処分期間経過後に、前項(1)に定める中止及び廃棄を行い、かつ、前項(2)と同様の方法により当該在庫処分期間中における本件輸出販売額の報告を行わなければならない。

#### 第13条 (解釈準則)

- 1 本細目の規定を超えまたは違反して本件商標を使用する行為は、本件使用許諾存続中においても本件商標権に対する侵害を構成するものとし、本細目の定めは、一般会員が本細目の規定を超えまたは違反して本件商標を使用した場合において、当法人が、差止、損害賠償等、商標法または民法その他の法令に基づき商標権者としての権利を行使することを妨げるものと解してはならない。
- 2 本件使用許諾の解除、本件商標権の行使等本細目に基づく当法人の行為は、一般会員の会員資格の剥奪に先立ち、または、会員資格を剥奪しない場合においても、これを行うことができる。
- 3 原因の如何を問わず、本件使用許諾の終了は損害賠償請求を妨げない。

#### 第14条 (合意管轄)

本会則第23条の定めにもかかわらず、当法人が一般会員に対して本件商標権に関する訴訟(商標法上の審決・決定取消訴訟を除く。)を提起しまたは保全処分の申立てをするとき、東京地方裁判所以外の管轄裁判所に提起することができる。

以 上